

○家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の返納

このことについて、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県農政部家畜防疫対策課に備え置いて縦覧に供する。